

31 杉並第67519号  
令和2年3月16日

介護保険指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長  
秋吉 誠吾  
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず  
臨時休業される事業所について

日頃より介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。また、感染症対策におきましてもご対応いただいているところです。

このたび、東京都から東京都指定事業者あてに新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず臨時休業する事業所についての通知が発出されました。

そこで、杉並区でも東京都と同様の措置を行います。

なお、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

しかし、**学校等の休業に伴う人手不足又は感染防止を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、杉並区の下記連絡先までご一報ください。この場合は「休止届」の提出は不要です。**

なお、臨時休業にあたっては、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の内容に準じて、次のとおりご留意いただき、ご対応をお願いします。

この取り扱いは、別に通知するまでの間の期間とします。

**【ご留意いただく事項】**

○ 利用者への丁寧な説明

臨時休業する事業所は、居宅介護支援事業所等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

○ 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所と連携して、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携し、適切なサービスの提供を確保してください。

### 【事業所の事業継続のための対策】

#### ○ 介護報酬の特例

地域密着型介護事業所が休業している場合においても、利用者等の意向を確認したうえで、居宅を訪問して、サービス提供を行った場合、各地域密着型介護の報酬区分で報酬請求が可能となっています。

#### ○ 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資の支援があります。

#### ○ 杉並区新型コロナウイルス感染症対策特例資金（経営安定運転特例資金・経営安定運転特例小口資金）の活用

杉並区内の中小企業事業所を対象に融資の支援があります。

#### ○ 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援があります。

### 【参考】

#### ○ 介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について

（令和2年3月6日厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

#### ○ 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

（令和2年3月6日厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

#### ○ 介護保険最新情報にて確認をお願いします。

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html)

### 【問合せ先】

杉並区保健福祉部介護保険課事業者係

電話 03-3312-2111 内線 1335

杉並区保健福祉部介護保険課指導係

電話 03-3312-2111 内線 1314